

こども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント

※ に子ども・子育て支援金を充当

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

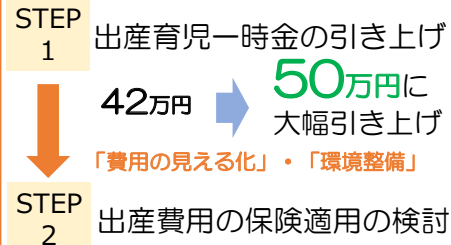
児童手当の拡充

- ✓ 所得制限を撤廃
- ✓ 高校生年代まで延長
- ✓ 第3子以降は3万円

妊娠・出産時からの支援強化

- ✓ 出産・子育て応援交付金
10万円相当の経済的支援
- ✓ 伴走型相談支援

出産等の経済的負担の軽減



高等教育（大学等）

大学等の高等教育費の負担軽減を拡充

子育て世帯への住宅支援

- ✓ 公営住宅等への優先入居等
- ✓ フラット35の金利引下げ

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

- ✓ 「こども誰でも通園制度」を創設
- ✓ 保育所：量の拡大から質の向上へ
- ✓ 多様な支援ニーズへの対応
 - ・ 貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化等

3. 共働き・共育ての推進

育休を取りやすい職場に

- ✓ 育児休業取得率の開示制度の拡充
- ✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化
- ✓ 出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため給付率を手取り10割相当に

育児期を通じた柔軟な働き方の推進・多様な働き方と子育ての両立支援

- ✓ 子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現するための措置
- ✓ 時短勤務時の新たな給付
- ✓ 国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置



加速化プランの予算規模は全体として3.6兆円程度

加速化プランの実施に向けたスケジュール（支援金制度関係）

改正法案成立・公布

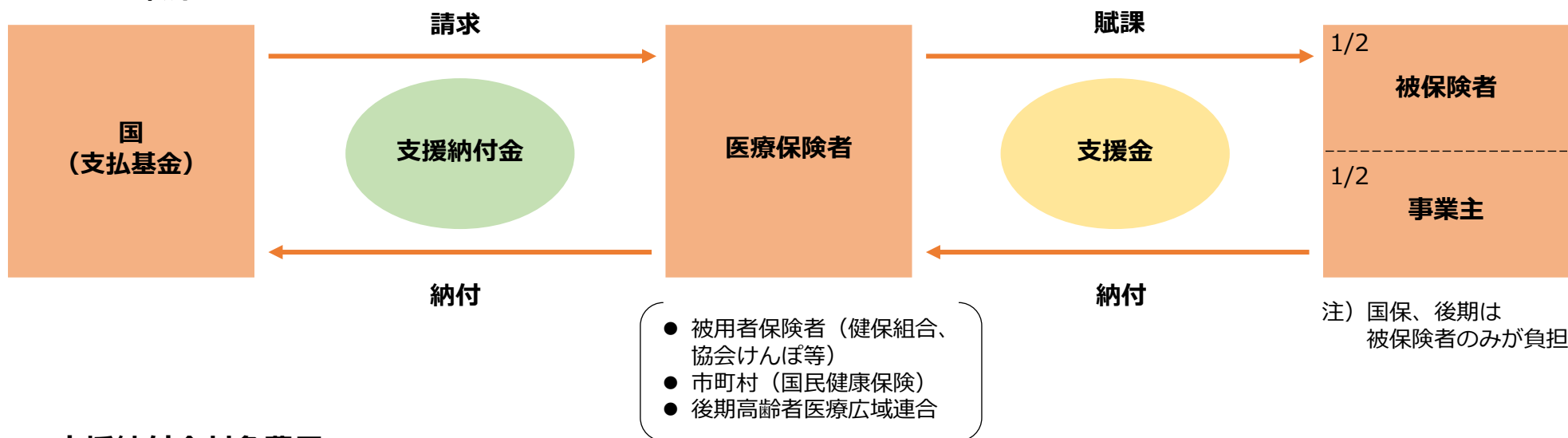
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	児童手当の抜本的拡充 - 所得制限の撤廃 - 高校生年代までの支給期間の延長 - 第3子以降の支給額増額（3万円）			
出産・子育て応援交付金 （予算事業）	妊婦のための支援給付（妊娠・出産時の10万円相当の給付金）として制度化			
こども誰でも通園制度 （試行的事業）	こども誰でも通園制度 （法定事業化）	こども誰でも通園制度（乳児等のための支援給付） （給付化）		
	- 出生後休業支援給付（育児休業給付手取り10割相当）の創設 - 育児時短就業給付（時短勤務中の賃金の10%支給）の創設			
		国民年金第1号被保険者の保険料免除措置の創設 （約1.7万円／月（※令和6年度））		
子ども・子育て支援特例公債 （令和6～10年度まで） ※安定財源として、そのほか既定予算の最大限の活用等		支援金 加入者一人当たり 平均月額 約250円 ※被保険者一人当たり平均 月額 約550円（健保組合）	支援金 加入者一人当たり 平均月額 約350円 ※被保険者一人当たり平均 月額 約700円（健保組合）	支援金 加入者一人当たり 平均月額 約450円 ※被保険者一人当たり平均 月額 約900円（健保組合）
		支援金総額 概ね6,000億円	支援金総額 概ね8,000億円	支援金総額 概ね1兆円

歳出改革・賃上げに向けた取組を先行・継続

子ども・子育て支援金制度

- 政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から、医療保険制度（国民健康保険、後期高齢者医療、被用者保険）の納付ルートを活用して支援金を集める。
 - ※ 介護保険も同様に医療保険制度の納付ルートを通じて40～65歳未満の保険料を集めている。
- 徴収した支援金はすべて支援納付金対象費用に充当することが法定されており、流用はない。

1. 支援金徴収の流れ



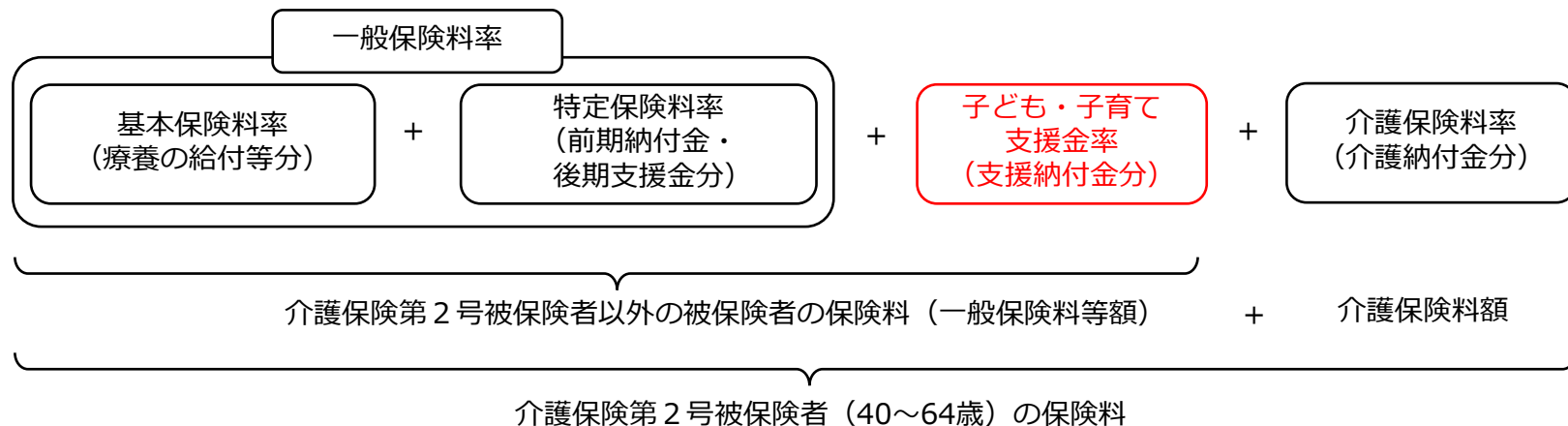
2. 支援納付金対象費用

- 児童手当の所得制限撤廃、支給対象を高校生年代まで拡大等【R6.10～】
- 妊婦のための10万円給付【R7.4～】
- 育児休業時の手取り10割相当給付【R7.4～】
- こども誰でも通園制度【R8.4～】
- 育児期間中の国民年金保険料免除【R8.10～】 等

子ども・子育て支援金の法的性格について

- 社会保険制度は、社会連帯の理念を基盤にしてともに支え合う仕組みである。子ども・子育て支援金制度もこうした連帯によって、将来を担う子どもたちや子育て世帯を全世代・全経済主体で支える仕組みであり、支援金は保険料と整理される。
- 健康保険法においては、子ども・子育て支援金に係る料率は、医療保険上の給付や介護保険に係る保険料率とは区分した上で、保険料の一部として規定することとしている。

(参考) 改正後の健康保険法上の保険料に係る整理



※ 我が国の社会保険制度は、民間の保険制度を参照しつつ、国民の生活保障という社会政策目的達成の見地から修正したものであり、その具体的な給付・反対給付の在り方については様々な例がある。

また、医療保険制度は、疾病、負傷等のみならず出産に関する保険給付を行うことを目的とし、出産に関する保険給付には、出産を理由とする所得補償（出産手当金）も含むなど、その射程が広範であり、加えて、近年、介護納付金や出産育児支援金といった仕組みが加わるなど、歴史的にも徐々に広がりをもってきている。加えて、医療保険制度は賦課対象者が広く、全ての世代による連帯の仕組みとなっている。

今回支援金を充てることとしている事業は、幅広く給付されるものであるとともに、その実施により、少子化・人口減少に歯止めをかけ担い手を維持することを通じて医療保険制度の持続可能性を高め、その存立基盤に係る重要な受益となる。これはひいては被保険者としても受益するものと考えており、医療保険制度の射程内とみなすことができるもの。

※ 他方で、法律上保険料として規定しても、少子化対策のために法定される事業に充てるものとして、一般保険料とは区分されており（介護保険料と同様）、医療保険料の流用には当たらない。

(参考) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案附帯決議（R6. 4. 18衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会）（抄）

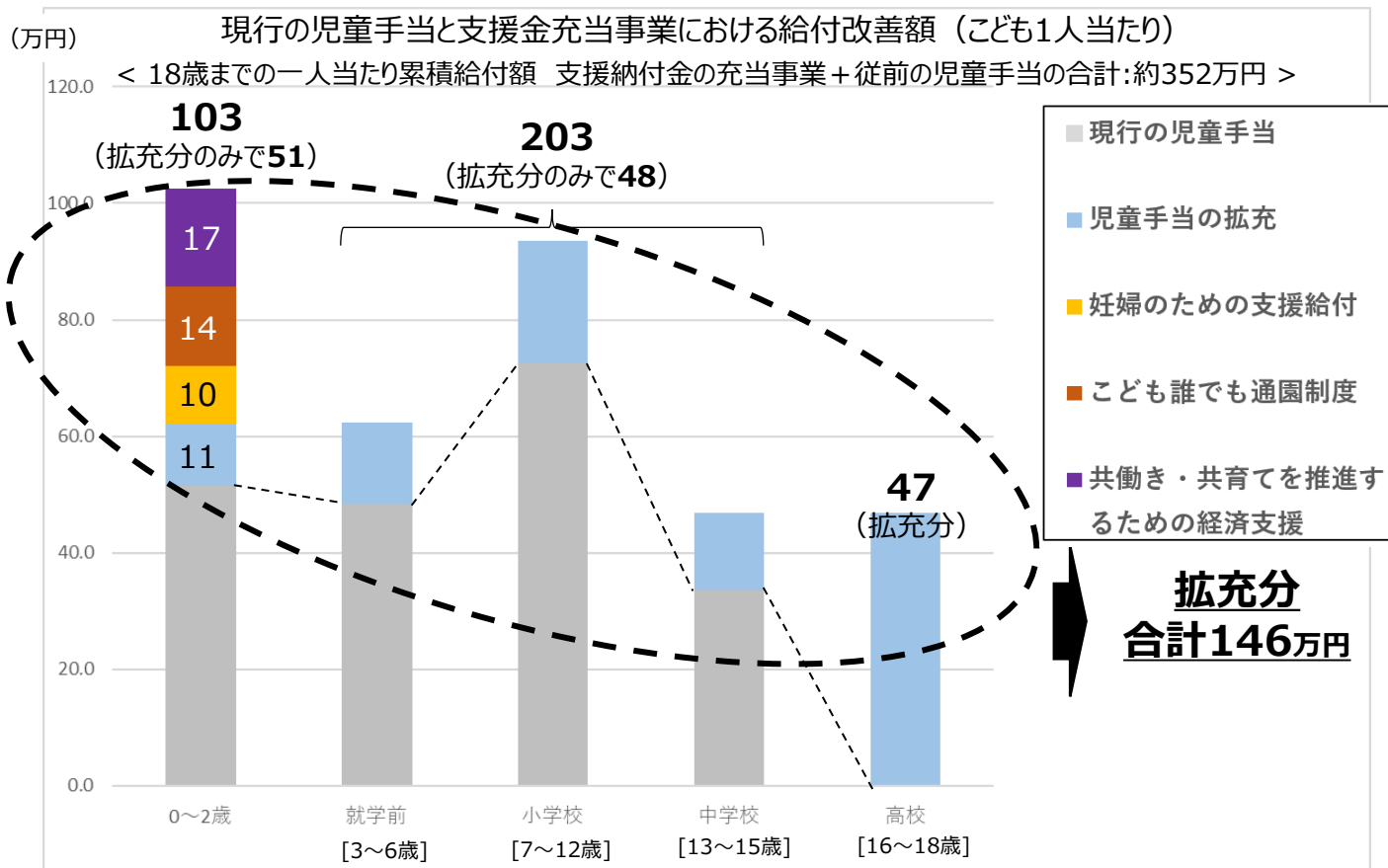
四 子ども・子育て支援金は、医療保険料や介護保険料とは区分して子ども・子育て支援金率が設定されることから、医療保険料等とは異なるものであることを健康保険者等に周知すること。子ども・子育て支援納付金の納付義務を負う健康保険者等のうち、被用者保険等保険者については、同納付金の負担が被保険者の標準報酬総額に応じた額となることから、子ども・子育て支援金率の基礎として国が実務上一律の支援金率を示す取扱いを堅持すること。

支援金制度の創設によるこども一人当たりの給付改善額（高校生年代までの合計）

○ 子ども・子育て支援金制度の創設によるこども一人当たりの給付改善額（高校生年代までの合計）は約146万円。なお、現行の平均的な児童手当額約206万円とあわせると、合計約352万円となる。

※ 子ども・子育て支援納付金の充当事業（児童手当（今般の拡充分に限る）、妊婦のための支援給付（出産・子育て応援給付金の制度化）、こども誰でも通園制度、共働き・共育てを推進するための経済支援）について、実際の給付状況はこどもや世帯の状況により様々であるが、各給付の事業費を対象となるこどもの数で割って合計。

※ 「加速化プラン」（総額3.6兆円）の支援強化には、これら以外にも様々なものがある。



支援金による医療保険加入者1人当たり拠出（平均）月約450円（※19年間の単純合計は約10万円）

※年齢別にそれぞれの制度における1人当たり給付の平均額（令和10年度所要額（見込）を基とした対象年齢ごとの単純平均額）を算出し、各期間について合計したもの。現行の児童手当額は、令和2年度児童手当事業年報の実績値に基づく平均単価を計上。

※共働き・共育てを推進するための経済支援は、出生後休業支援給付、育児時短就業給付、国民年金第1号被保険者の育児期間中の保険料免除を指す。

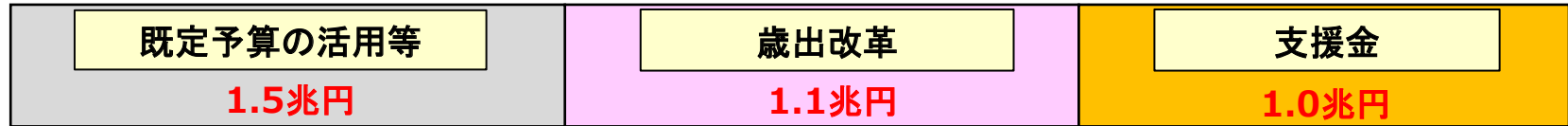
※児童手当については拡充分（所得制限撤廃、高校生年代への延長、多子加算の増額）を含む全体に支援納付金が充当されるほか、子ども・子育て拠出金・公費も充当。こども誰でも通園制度については、支援納付金・公費を充当。また、支援金の総額1.0兆円（令和10年度）をベースに、低所得者軽減等のために投入される公費や各給付に充当される公費等も加えた給付額（総額約1.5兆円）をベースに試算。

社会保険負担軽減と支援金制度（イメージ）

加速化プラン

歳出 : 3.6兆円

財源 :



支援金の仕組み

- ◎ 歳出改革等による社会保険負担軽減効果の内容・規模を明確化
- ◎ 徴収した支援金は特別会計において一般財源と区分して経理

➡ 徹底した改革と見える化

- ・ 児童手当（所得制限撤廃、高校生まで支給、第3子3万円）
- ・ 妊婦支援（10万円）
- ・ こども誰でも通園
- ・ 育休手取り10割相当 など

歳出改革等による軽減



社会保険負担軽減の範囲内で徴収
→ 支援金による追加的な負担なし

支援金1兆円
(軽減効果の範囲内で構築)

社会保険料

社会保障負担率＝

$$\frac{\text{社会保険料負担（歳出改革により減少↓）【分子】}}{\text{国民所得（賃上げにより増加↑）【分母】}}$$

支援納付金の総額

（充当事業の予算額として毎年度決定）

個人・事業主拠出の総額 1 兆円 + 公費（※）の計 1.3 兆円程度

※現行の医療保険に準じて、国保・後期の低所得者負担軽減等や、共済組合（公務員）の事業主負担分等のため所定の公費を投入。

後期高齢者とそれ以外の医療保険料負担総額により按分

後期高齢医療制度 とそれ以外

後期高齢者

【8.3%】

※ R10 見込み。
R 8・9 は 8%（法定）

後期高齢者以外 【91.7%】

1,100 億円程度

（現行制度に準じた
低所得者への負担軽減あり）

国保と被用者保険の加入者数により按分

国保と被用者保険

2,500 万人

国保
【23%】

7,400 万人

被用者保険
【68%】

3,000 億円程度

（現行制度に準じた公費投入
及び低所得者への負担軽減あり）

総報酬により按分

被用者保険間

3,800 万人

協会けんぽ
【30%】

2,700 万人

健保組合
【28%】

940 万人

共済
組合等
【10%】

3,900 億円程度

3,700 億円程度

1,300 億円程度

（労 使 折 半）

事業主が 0.4 兆円程度を拠出

（共済組合（公務員）の事業主負担分は公費）

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め）

	加入者一人当たり支援金額			（参考）加入者一人当たり 医療保険料額 （令和4年度実績） （②）	（参考） ①／②
	令和8年度試算額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額（①）		
全制度平均	250円	350円	450円	9,800円	4.6%
被用者保険	300円 〔（参考）被保険者一人当たり 500円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 600円〕	500円 〔（参考）被保険者一人当たり 800円〕	11,000円 〔（参考）被保険者一人当たり 18,300円〕	4.5%
協会けんぽ	250円 〔（参考）被保険者一人当たり 450円〕	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	10,400円 〔（参考）被保険者一人当たり 16,700円〕	4.2%
健保組合	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	550円 〔（参考）被保険者一人当たり 900円〕	11,600円 〔（参考）被保険者一人当たり 19,800円〕	4.7%
共済組合	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 650円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 800円〕	600円 〔（参考）被保険者一人当たり 1,000円〕	12,000円 〔（参考）被保険者一人当たり 21,100円〕	5.0%
国民健康保険 （市町村国保）	200円 〔（参考）一世帯当たり 300円〕	300円 〔（参考）一世帯当たり 450円〕	400円 〔（参考）一世帯当たり 550円〕	7,600円 〔（参考）一世帯当たり 11,300円〕	5.1%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,600円	5.1%

（注1）本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。

（注2）被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和4年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）を計算すると（*）、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円（総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通）。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。

＊令和10年度に被用者保険において拠出したく9,000億円について、令和4年度の総報酬である227兆円で割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。

（注3）国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和4年度における実態を基に計算している。

（注4）国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦1人の3人世帯（夫の給与収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（応益分7割軽減）、同160万円の場合150円（同5割軽減）、同200万円の場合200円（同5割軽減）、同300万円の場合400円（同2割軽減）。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため（*）、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円（軽減なし、以下同じ）、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,050円。なお、支援金制度が少子化対策にかかるとともに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、こども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）についての均等割額は全額軽減。＊年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいない。

（注5）後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯（年金収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（均等割7割軽減）、同160万円の場合100円（同7割軽減）、同180万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合350円（同2割軽減）。年金収入のみの者では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため（*）、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円（軽減なし、以下同じ）、同300万円の場合750円。

＊年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいない。

（注6）介護分の保険料額は、第1号保険者（65歳～）の1人当たり月額（基準額の全国加重平均）で6,225円（令和7年度）、第2号被保険者（40～64歳）の1人当たり月額（事業主負担分、公費分を含む）で6,202円（令和7年度見込額）